

術科訓練に関する訓令

最終改正 令和 7. 3. 31 京都府警察本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の体力及び気力を錬成し、職務の遂行上必要な術技を修得させるため、術科の指導及び訓練の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「術科」とは、総合対処法、逮捕術、拳銃操法、救急法、柔道、剣道及び体育をいう。

(術科訓練の推進)

第3条 所属長は、所属職員の術科の技能を普遍的に向上させるため、術科の指導及び訓練が一体となつて効果的かつ計画的に行われるように努めるとともに、特に、現場において職務の執行に当たる警察官に対しては、重点的に実戦的な訓練を推進しなければならない。

2 警察官は、積極的な術科の訓練に参加し、術科技能の向上に努めなければならない。

(術科指導員の設置)

第4条 術科指導員（術科の指導を行う者をいう。以下同じ。）は、本部術科指導員及び所属術科指導員とする。

2 本部術科指導員（以下「本部指導員」という。）は、教養課術科指導室（以下「術科指導室」という。）に、所属術科指導員（以下「所属指導員」という。）は、原則として各所属に置く（別記附図参照）。

(術科指導員の資格)

第5条 術科指導員の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 柔道又は剣道の主席師範、師範、主任教師、教師又は助教

(2) 術科指導員資格基準（別表第1）に適合する者

2 術科指導室に置く柔道又は剣道の主席師範及び師範は、別表第2の資格基準に適合する者のうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定するものとする。

3 柔道又は剣道の主任教師、教師及び助教は、別表第2の資格基準に適合する者のうちから、警務部長が指定するものとする。

(術科指導員の指定)

第6条 術科指導室勤務員のうち、柔道又は剣道の師範、主任教師及び教師は、逮捕術、及び柔道又は剣道を担当する本部指導員とする。

2 教養課長は、術科指導室勤務員のうちから、術科指導員資格基準に適合する者を本部指導員に指定するものとする。

3 所属長は、所属職員のうちから術科指導員資格基準に適合する者を選考して、所属指導員に指定するものとする。

4 前項の場合、柔道又は剣道の主任教師、教師又は助教に選考された者があるときは、所属長は教養課長と協議して、柔道又は剣道を担当する所属指導員に指定しなければならない。

5 術科指導員には、2種以上の術科を担当させることができる。

6 逮捕術、拳銃操法、柔道又は剣道の術科指導員は、総合対処法についても担当するものとする。

る。

（所属指導員の数）

第7条 所属指導員の数は、当該所属の職員数に応じて所属長が定める。

2 前項の場合、所属指導員に指定された者の中から、術科ごとに主任指導員1人を指定するものとする。

（所属指導員の配置）

第8条 所属長は、所属指導員の指導に支障のないよう勤務上の配置及び服務に配慮しなければならない。

2 所属長は、主任教師、教師又は助教である所属指導員を可能な限り、その所属の警務（庶務）係に配置するように努めるものとする。

（術科指導員の解除）

第9条 第6条第2項から第4項までの定めにより指定された術科指導員が勤務異動、長期にわたる病気、入校その他の理由により、術科指導員の責務を果たすことができないと認められるときは、指定した者がその指定を解除しなければならない。

（術科指導員の指定又は解除の登録）

第10条 所属長は、所属指導員を指定し、又は解除したときは、京都府警察情報管理システムによる術科管理システム（以下「システム」という。）に指定又は解除の登録をしなければならない。

2 前項の規定は、教養課長が本部指導員を指定し、又は解除した場合について準用する。

（術科指導員の責務）

第11条 術科指導員は、担当する術科について効果的な指導を行うとともに、その術科について常に研究を行い、指導方法及び技能の向上に努めなければならない。

（術科指導員の研修）

第12条 本部指導員は、全国規模又は管区単位等の講習会及び日常勤務を通じて自己研修に努めなければならない。

2 主任教師、教師又は助教である所属指導員は、あらかじめ計画されたところに基づいて第6条第1項の本部指導員の指導を受けるほか、専科教養、講習等に入校し、又は参加して研修に努めなければならない。

3 前項以外の所属指導員は、年1回以上専科教養、講習等に入校し、又は参加して研修に努めなければならない。

（監督、副監督及び特別練習生の指名）

第13条 本部長は、術科技能向上の中核になる要員の養成等のため、各術科（総合対処法、救急法及び体育を除く。次項において同じ。）ごとに、特別練習生（以下「特練生」という。）を指名する。

2 本部長は、特練生を教育訓練するため、各術科ごとに、術科指導室勤務員のうちから、監督及び副監督を指名する。ただし、副監督は、特練生のうちから指名することができる。

（本部指導員の派遣）

第14条 教養課長は、本部指導員を各所属に派遣して術科の指導に当たらせるものとする。

（通常訓練）

第15条 通常訓練に関し必要な事項は、この訓令に定めるもののほか、別に定めるところによる

。

（特別訓練）

第16条 所属長は、特別訓練実施基準（別表第3）に基づき、訓練計画を策定の上、特別訓練を実施するものとする。

（総合対処法に関する訓練）

第17条 総合対処法の訓練に関し必要な事項は、この訓令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（拳銃操法に関する訓練）

第18条 拳銃操法の訓練に関し必要な事項は、この訓令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（府下大会）

第19条 本部長は、平素の訓練の成果を確認するとともに、術科技能の向上及び士気の高揚を図るため、逮捕術、拳銃操法、柔道及び剣道の府下大会を実施するものとする。

2 前項の府下大会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（ブロック大会）

第20条 警察署長は、所属警察官の術科技能の向上及び士気の高揚を図るため、逮捕術又は柔道及び剣道について、警察署ブロック制度の実施について（昭和48. 7. 2：8京務第 601号）の例規通達に規定するブロック警察署単位で協議の上、ブロック大会を実施するものとする。

（部外競技会への参加）

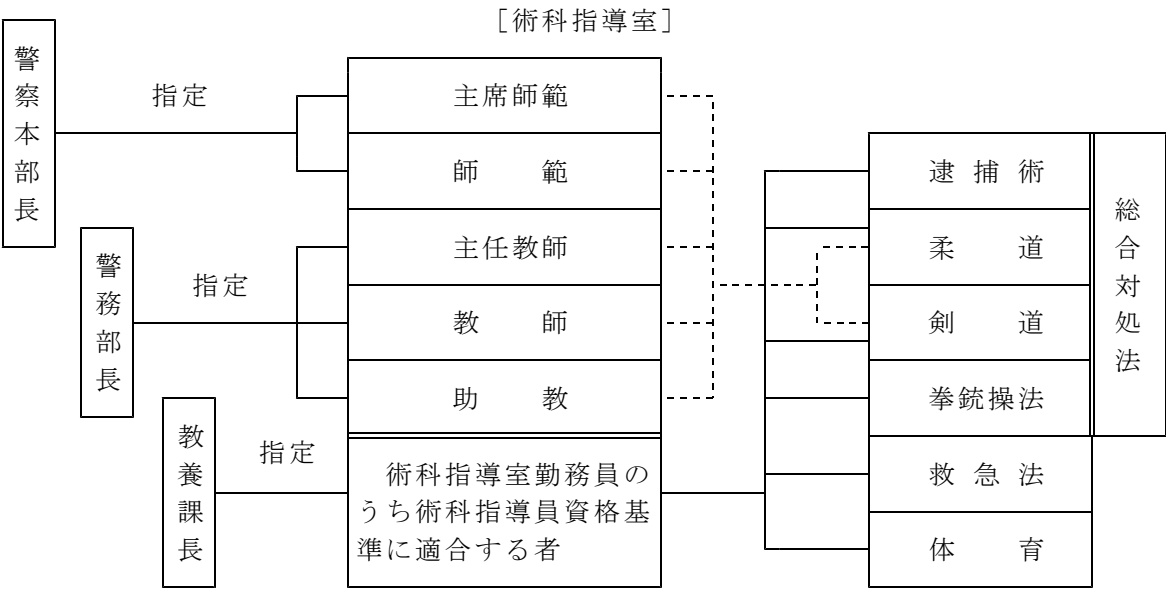
第21条 本部長は、術科技能の向上を図るため、公的団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する競技会（都道府県規模以上の国内で行われるものに限り、これらの一環として行われる予選競技会を含む。）に職員を参加させることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

術 科 指 導 体 制

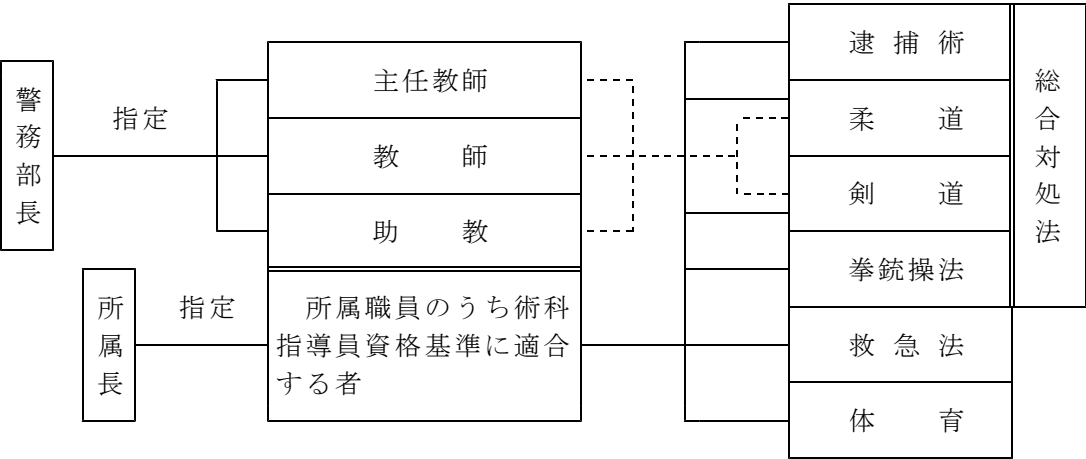
本部術科指導員



注 本部術科指導員のうち、師範、主任教師及び教師は、逮捕術も担当する。

所属術科指導員

[各 所 属]



別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）

術 科 指 導 員 資 格 基 準

資格 術科種別	資 格 基 準
総 合 対 処 法	逮捕術、拳銃操法、柔道又は剣道の術科指導員の資格基準に適合する警察官
逮 捕 術	原則として、巡査部長以上の階級にある警察官で、逮捕術技能検定上級位を有し、かつ、警察庁又は京都府警察が行う逮捕術の術科指導者専科等を修了するなど指導員として真に適性を有すると認められる警察官
拳 銃 操 法	巡査部長以上の階級にある警察官で、拳銃操法技能検定上級位を有し、かつ、拳銃指導者講習等を修了するなど指導員として真に適性を有すると認められる警察官
救 急 法	原則として、巡査部長以上の階級にある警察官で、救急法技能検定上級位を有する警察官又は救急救命士若しくは赤十字救急法指導員の資格を有する警察官
柔 道	原則として、巡査部長以上の階級にある警察官で、柔道 3 段以上の段位を有し、かつ、術技に優れ十分な指導力を有すると認められる警察官
剣 道	原則として、巡査部長以上の階級にある警察官で、剣道 3 段以上の段位を有し、かつ、術技に優れ十分な指導力を有すると認められる警察官
体 育	原則として、巡査部長以上の階級にある警察官で、体育に関して十分な指導力を有すると認められる警察官

別表第2（第5条関係）

主席師範、師範、主任教師、教師又は助教の資格基準

術科 種別	資格基準				
	主席師範	師範	主任教師	教師	助教
柔道	柔道師範の経歴を持ち、人格高潔で見識、技術及び指導力がある主席師範にふさわしいと認める警視若しくは警部の階級にある警察官	1 柔道7段以上で、警察大学校柔道指導者養成課程を修了し、警察柔道の指導歴15年以上、かつ、主任教師5年以上の経歴を持ち、全国警察柔道大会に審判員又は監督の経験があり、人格高潔で師範にふさわしい識見、技術及び指導力のある警部若しくは警部補の階級にある警察官 2 上記1の資格と同等以上と認める者	1 柔道6段以上で、警察柔道の指導歴5年以上の経歴を持ち、管区大会以上の警察柔道大会に選手の経験があり、人格高潔で主任教師にふさわしい識見、技術及び指導力のある警部補の階級にある警察官 2 上記1の資格と同等以上と認める者	柔道5段以上で、警察柔道の指導歴2年以上の経歴を持ち、管区大会以上の警察柔道大会に選手の経験があり、素行善良で教師にふさわしい識見、技術及び指導力のある警部補又は巡查部長の階級にある警察官	柔道4段以上で、逮捕術技能検定の上級に合格しており、柔道特練生又は所属の術科指導員（柔道）としての経験を有し、素行善良で技術に優れ、十分な指導力を持つ巡查部長又は巡查の階級にある警察官
剣道	剣道師範の経歴を持ち、人格高潔で見識、技術及び指導力がある主席師範にふさわしいと認める警視若しくは警部の階級にある警察官	1 剣道7段以上で、警察大学校剣道指導者養成課程を修了し、警察剣道の指導歴15年以上、かつ、主任教師5年以上の経歴を持ち、全国警察剣道大会に審判員又は監督の経験があり、人格高潔で師範にふさわしい識見、技術及び指導力のある警部若しくは警部補の階級にある警察官 2 上記1の資格と同等以上と認める者	1 剣道6段以上で、警察剣道の指導歴5年以上の経歴を持ち、管区大会以上の警察剣道大会に選手の経験があり、人格高潔で主任教師にふさわしい識見、技術及び指導力のある警部補の階級にある警察官 2 上記1の資格と同等以上と認める者	剣道5段以上で、警察剣道の指導歴2年以上の経歴を持ち、管区大会以上の警察剣道大会に選手の経験があり、素行善良で教師にふさわしい識見、技術及び指導力のある警部補又は巡查部長の階級にある警察官	剣道4段以上で、逮捕術技能検定の上級に合格しており、剣道特練生又は所属の術科指導員（剣道）としての経験を有し、素行善良で技術に優れ、十分な指導力を持つ巡查部長又は巡查の階級にある警察官

注 柔剣道の段位は、警察段位又は講道館（柔道）若しくは全日本剣道連盟（剣道）の段位とする。

別表第3（第16条関係）

特 別 訓 練 実 施 基 準

区 分	実 施 時 期	実 施 期 間	実 施 種 目
夏 期 訓 練	6 月 1 日 から 9 月 末日までの間	10 日 以 上	逮捕術、柔道及び剣道 (必要によりその他の術科)
寒 中 訓 練	1 月 及 び 2 月 中		